

京都市内の事業者の皆様へ

2R 実践 ガイドブック



ものづくり



食



小売



ホテル



イベント

平成27年
10月
スタート



大学

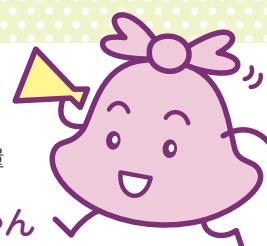
ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例※」が27年10月からスタート。
市民・事業者の皆様とともに、ごみの減量、分別・リサイクルをより一層促進します。
(※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称)

本ガイドブックは…

条例に基づき事業者の皆様の実施していただく
ごみ減量の取組について解説します。

京都市ごみ減量
キャラクター

こごみちゃん



ごみ半減をめざす「しまつのこころ」 市民・事業者の皆様とともに、ごみの

条例※」が27年10月からスタート。 減量, 分別・リサイクルをより一層促進します。

※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称

条例改正の背景

ごみ量の現状

京都市のごみ量は、市民の皆様・事業者の皆様の御理解と御協力、御努力により、ピーク時（平成12年度）の年間82万トンから4割以上減の46万トンにまで削減できました（平成26年度）。

その結果、クリーンセンター（清掃工場）を5工場から3工場に縮小するなど、環境負荷の低減と、年間106億円もの大幅なコスト削減を実現できました。

また、市民1人1日当たりの家庭からのごみ量は、他の政令市の平均の4分の3の441グラム（平成25年度）と、大都市の中で最もごみの少ないまちを実現しました。皆様方のおかげで、ごみの減量効果が続いています。ありがとうございます。

しかし、近年はごみの減量ペースが緩やかになり、また、ごみの処理には、いまだに年間261億円もの巨額の費用がかかっています。

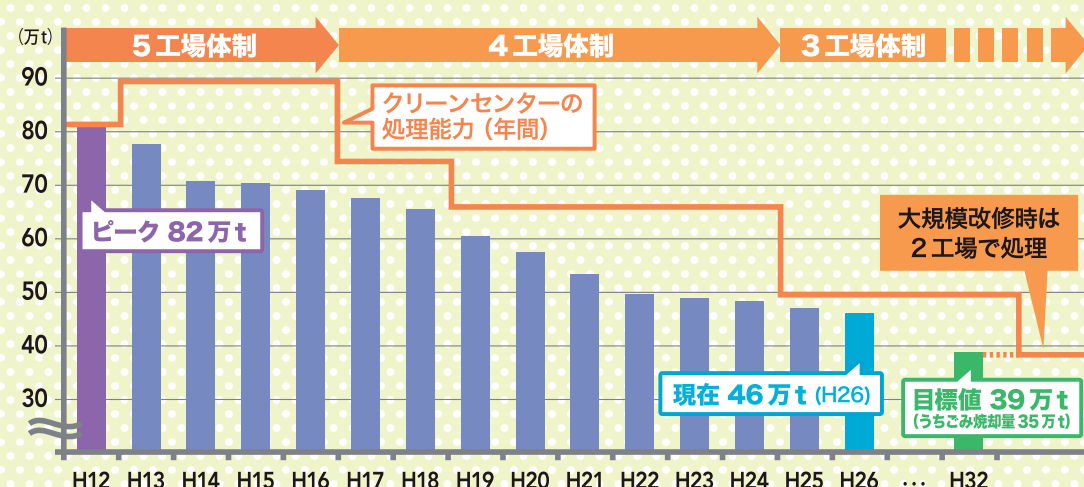
ごみ減量の課題

クリーンセンターをできるだけ長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後には、約2年間にわたる大規模な改修が必要です。その際には、市全体のごみを2工場で処理しなければならず、その処理できるごみ量は、年間39万トン（ごみ焼却量35万トン）となることから、ピーク時からの「ごみ半減」39万トンは、必ず成し遂げなければなりません。

また、今後、成長戦略の推進により社会経済の活性化を図っていくことや、これまでの想定よりも人口減少を食い止めていることなどから、潜在的に発生するごみ量※は、平成22年3月に策定した「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」の見込みを上回る可能性が高くなっています。そのため、より一層、ごみ減量を加速させるための取組を推進する必要があります。

※ 潜在的に発生するごみ量 … 新たにごみの減量に取り組みなかった場合のごみ量

市のごみ受入量の推移とクリーンセンターの処理能力



条例改正へ

そこで、2R（ごみになるものを作らない・買わない「リデュース（発生抑制）」、再使用する「リユース（再使用）」）と、分別・リサイクルの促進の2つを柱として、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、より一層のごみ減量を推進することとしました。

条例の改正により、「しまつの心」「もったいない」といった京都らしいライフスタイル・ビジネススタイルへの更なる転換と定着を図り、市民・事業者の皆様と共に全国モデルとなる循環型社会を構築し、環境先進都市・京都を更に進化させ、都市格の向上にもつなげていきます。

条例改正のポイント

廃棄物の減量等について、2R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース））と分別・リサイクルの促進を柱として、次のとおり定めています。

2Rの促進

- ➡ 重点化すべき6つの分野（①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事（イベント等）、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等）に関し、市民、事業者等が実施しなければならないこと又は実施に努めなければならないことについて定めています。【条例第10条から第16条】

詳細は5～15ページ

- ➡ 事業者による取組の実施状況等に関する報告書及び計画書の提出について定めています。【条例第17条】

詳細は4ページ

- ➡ 市民・事業者等による取組の実施状況を把握するための市民モニター制度について定めています。【条例第19条】

詳細は16ページ

分別・リサイクルの促進

- ➡ 市民、事業者等による分別について、「協力」を「義務」に引き上げます。

【条例第38条・39条】

詳細は17, 18ページ

- ➡ 分別義務の違反者に対する指導を徹底するため、違反者の特定に必要な調査、違反者に対する改善勧告、命令及び公表の手続きについて定めています。

【条例第40条】

詳細は18ページ

ごみ減量について重点的に取り組む6つの分野

次の6つの分野に該当する※京都市内の全ての事業者等の皆様は、2Rの具体的な取組を行ってください。※事業の一部が該当する場合を含みます。



ものづくり

製造業者

物品の製造又は加工を行う事業者

例 家電メーカー、食品メーカー ほか



食

食品小売業者・飲食店業者

食品の小売を業として行う、又は食事の提供を行う事業者

例 食品スーパー、コンビニエンスストア、レストラン、カフェ、ファストフード店 ほか



販売と購入

小売業者

物品の小売を行う事業者

例 食品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア ほか



催事（イベント等）

催事（イベント等）の主催者

式典、会議、展示会、講演会その他の多数の者が集合する催しを主催するもの

例 祭礼、地域の催し、学園祭などの主催者



観光等

ホテル・旅館業者

旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業を営む事業者

土産物の製造業者・小売業者

本市の特産物その他の主として本市の区域内において滞在者に販売される物品の製造又は小売を行う事業者

例 土産販売店、ホテル ほか



大学・共同住宅等

大学

学校教育法第1条に規定する大学・短期大学

共同住宅等※の所有者

その委託を受けて管理を行う者がある場合は、当該管理者

※ 共同住宅等 … 一戸建ての住宅以外の住宅（長屋を除く。）

次に該当する事業者で、京都市の定める規模要件に該当する皆様は、取組の実施状況等に関する報告書及び計画書を提出してください。

→ 小売業者

- ・ 延床面積が500㎡以上の事業者
- ・ 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者

→ 飲食店業者

- ・ 延床面積が500㎡以上の事業者
- ・ 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者

→ ホテル・旅館業者

- ・ 延床面積が1,000㎡以上の事業者
- ・ 市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者

→ 大学

- ・ 市内の全ての大学・短期大学

次に該当する皆様は、京都市の分別その他のごみ減量の取組を、居住者に周知する方法等について、届出を提出してください。

- ・ 共同住宅等を新築しようとする方（その委託を受けて新築に係る共同住宅を管理しようとする者がある場合は、当該管理者）
- ・ 既存の共同住宅等の所有者の委託を受けて当該共同住宅等を新たに管理しようとする方（管理者の新設・変更）

2Rの取組一覧



- ・関係事業者等の皆様に「実施していただく取組」（実施義務：8項目）
- ・市民の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務：8項目）

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目
				上段：関係事業者等の皆様に実施していただく取組 下段：市民の皆様に実施に努めていただく取組
1	①ものづくり	製造	10条1項	環境にやさしい製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力（乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへ など）
			10条3項	乾電池から充電電池、蛍光灯からLEDへの転換など環境にやさしい製品の利用
2	②食	飲食	12条1項	食べ残さない食事を促進するためのPR（小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示など）
			12条4項1号	食べ残さない食事の実践
3	③販売と購入 （「②食」の観点も含む）	小売	11条1項1号	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR
11条3項1・3号			ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出	
4			11条1項2号	レジ袋の要否と必要枚数の確認
			11条3項2号	マイバッグ（買い物袋）の持参、レジ袋の使用辞退
5	④催事 （イベント等）	主催者	13条3項	イベントにおける資源ごみの分別回収
13条4項			イベントにおける資源ごみの分別排出	
6	⑤観光等	ホテル・旅館	14条3項	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供。 または、従業員が分別する場合は、宿泊者に対して分別の必要性を周知。
			14条4項	宿泊施設における資源ごみの分別排出
7	⑥大学・ 共同住宅等	大学	15条1項	学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発
			10条3項39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施
8		集合住宅 管理者	16条1項	居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発
			10条3項39条等	ごみ減量の取組及び分別排出の実施

（注）この表に記載している各分野の取組と同様の効果が期待される類似の取組で義務を履行していただくこともできます。

- ・関係事業者等の皆様に「実施に努めていただく取組」（努力義務：21項目）

No.	取組分野	業種等	条例	取組項目
1	①ものづくり	製造	10条2項1号	製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR（包装への印字など）
2			10条2項2号	自治体の実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR（電池、蛍光灯、家電等へのラベリングなど）
3	②食	飲食	12条2項	食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（ドギーバッグ*など）
4			12条3項3号	ウェットティッシュ、ペーパータオルなど使い捨て製品の使用抑制
5			12条3項3号	使い捨て容器（食器）の使用抑制
6	③販売と購入 （「②食」の観点も含む）	小売	11条2項1号 12条3項1号	量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進
7			11条2項1号	容器包装の少ない商品のPR（商品棚への表示など）
8			11条2項2号	レジ袋削減効果の高い、レジ袋有料化又はポイント還元（キャッシュバックも含む）の実施
9			11条2項3号	店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯など）
10			12条3項1号	食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引きなど）の実施
11			12条3項1号	食料品の欠品理由の表示など、廃棄ロスを抑えた販売の実施についての消費者への説明
12			12条3項2号	カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）
13			12条3項3号	持ち帰り弁当等の購入時に、割りばしやスプーンなどが必要かどうか又は必要な数を確認する声掛け
14		主催者	13条1項1号	イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知など）
15			13条1項2号	イベントにおけるリユース食器の使用
16	⑤観光等	ホテル・旅館	14条1項	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
17		土産物 製造・ 小売	10条2項1号	【製造業者】同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給
18			11条2項1号	【小売業者】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR
19			14条5項	他都市での物産展における簡易包装のPR（京都のごみ減量の取組のPR）
20	⑥大学・ 共同住宅等	大学	15条2項	大学における資源ごみの回収拠点の設置
21	事業者全般		8条	事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの推進

（注）この表に記載している各分野の取組と同様の効果が期待される類似の取組で義務を履行していただくこともできます。
※ドギーバッグ … 食べ切れなかった料理を、来店者の希望により持ち帰る際に利用できる箱

2R実践のための京都市の支援について

→ 京都市が2Rを推進するために必要なPRグッズ（ポスター、POPなど）を提供いたします。提供の方法については、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

【住所】 〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町 384
ヤサカ河原町ビル 8F

京都市環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課

【電話】 075-213-4930 【FAX】 075-213-0453

【メール】 gomigenryo@city.kyoto.jp

※ PRグッズは、順次配布を予定しています。（数に限りがあります。）

→ 2R推進のイラスト等は、京都市HPで公開しますので、自由に御利用ください。

→ 事業者の皆様から御報告いただいた取組の実施状況（事業者報告制度）や市民モニターからの報告結果（市民モニター制度：16ページ参照）をもとに、ごみ減量の優れた取組を実施していただいている事業者の皆様を、京都市のHP等で御紹介する予定です。

京都市ごみ減量・分別リサイクル総合情報サイト

「**京都ここみネット**」で公開しています！

→ <http://kyoto-kogomi.net/>

スマートフォンからも
ご覧いただけます！



→ その他、事業者の皆様が2Rの取組を実施していただくために必要な支援や顕彰を実施する予定です。

実施義務と努力義務 ①

【ものづくり】の取組

対象事業者

製造業者（家電メーカー、食品メーカー ほか）

実施義務

環境にやさしい製品※への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力（乾電池から充電電池へ、蛍光灯からLEDへなど）

※ 環境にやさしい製品…
長く繰り返し使える製品

例



環境にやさしい製品の選択を促すPRポスターを展示会やショールームに掲示

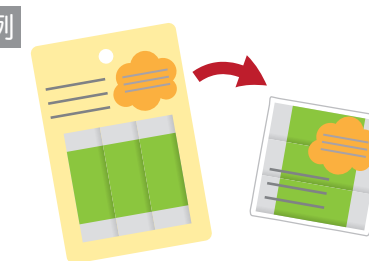


ホームページを活用したPR

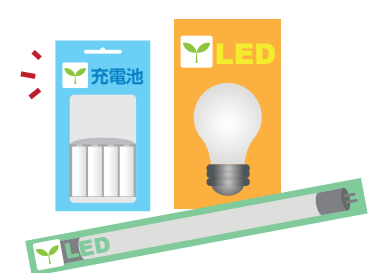
努力義務

製品の軽量化等の環境配慮ポイントのPR（包装への印字など）

例



簡易包装製品の開発・製造

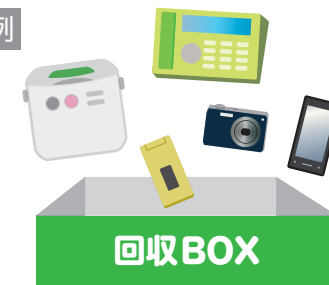


製品の包装にPRポイントをラベリング

努力義務

自治体の実施する分別収集や拠点回収への排出を促すPR（電池、蛍光灯、家電等へのラベリングなど）

例



系列店での店頭回収を実施



製品の包装に自治体の排出方法に従って出していただくメッセージをラベリング

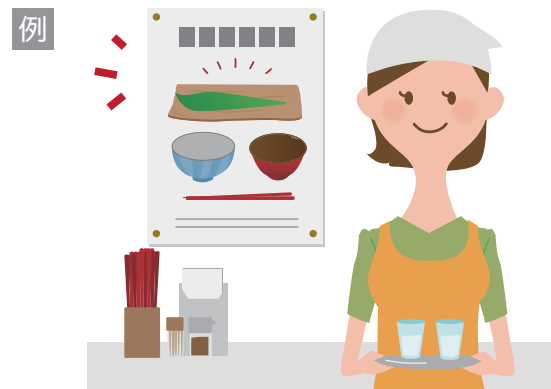


【食】の取組

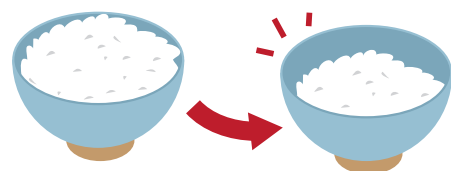
対象事業者 飲食店業者（レストラン、カフェ、ファストフード店 ほか）

実施義務

食べ残さない食事を促進するためのPR
（小盛りメニューの紹介、本市作成のPR媒体の配架、掲示など）



POPやポスターの掲示など



小盛りメニューの紹介

努力義務

食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応（ドギーバッグなど）



ドギーバッグによる持帰り希望者への対応
（生鮮食品など調理の必要がある食品は提供しないなど、衛生管理上の配慮が必要です。）

コラム 「食べ残しゼロ推進店舗」認定制度について

京都市では、「生ごみ3キリ運動」（食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前に水を切る「水キリ」）を推進する取組）を推進している飲食店や宿泊施設を「食べ残しゼロ推進店舗」として認定する制度を実施しています。認定された店舗は、京都市ホームページで取組内容を紹介します。

詳細については、「京都生ごみスッキリ情報館」を御覧ください。

京都生ごみスッキリ情報館 <http://www.sukkirikyoto.com>

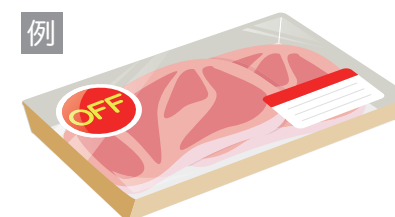


▲認定ステッカー

対象事業者 食品小売業者（食品スーパー、コンビニ ほか）、飲食店業者（レストラン、カフェ、ファストフード店 ほか）

努力義務

食料品の見切り販売（賞味期限の近い商品の値引きなど）の実施



食料品の見切り販売の実施

努力義務

カフェ、コンビニエンスストア等でのマイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け（声掛けの代わりに案内の掲示でも可）



- ・POPやポスターの掲示
- ・マイボトル持参者へのポイントの付与

努力義務

ウェットティッシュ、ペーパータオルなど
使い捨て製品の使用抑制



- ・持ち帰り弁当等の購入時に、割り箸やスプーンなどの要否と必要数を確認する声掛け
- ・使い捨てのウェットティッシュ、ペーパータオルなどを希望者のみに提供



実施義務と努力義務 ③

【販売と購入】の取組

対象事業者 小売業者（食品スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア ほか）

実施義務

ごみになるものが少ないお買い物（容器包装の少ない商品や、簡易包装・量り売りの商品を選択するなど）又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR

例



店内アナウンス



POPやポスターの掲示

実施義務

レジ袋の要否と必要枚数の確認

例

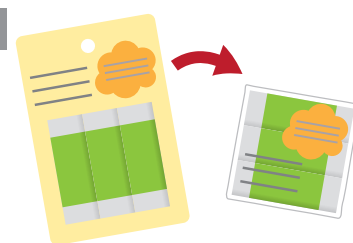


レジ袋が必要かどうかを確認する声掛け

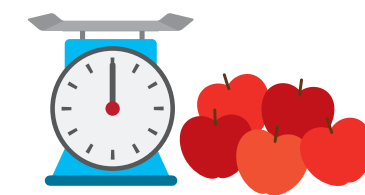
努力義務

量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進、容器包装の少ない商品のPRなど、ごみになるものが少ない販売の実施やPR

例



容器包装の少ない商品の販売やPR



量り売りや簡易包装

努力義務

レジ袋削減効果の高い、レジ袋有料化又はポイント還元（キャッシュバックも含む）の実施

例



レジ袋の有料化、ポイント還元



マイバッグ持参のPR（POPやポスターの掲示など）

努力義務

店頭回収の実施（容器包装、家電、電池、蛍光灯 など）

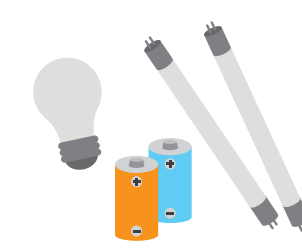
例



トレイや牛乳パックの店頭回収



小型家電の店頭回収



電池や蛍光灯の店頭回収

コラム レジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の強化について

京都市では、「新・京都市ごみ半減プラン」において、「レジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の強化」を基本施策の1つとして掲げ、レジ袋削減の取組を強化していきます。

推進項目

- ・レジ袋使用枚数の最も多い業態である食品スーパーにおけるレジ袋有料化の市内全店舗への拡大実施に向けた取組の推進
- ・コンビニエンスストア等の食品スーパー以外の業態におけるレジ袋有料化等、レジ袋削減の取組の拡大。





実施義務と努力義務 ④

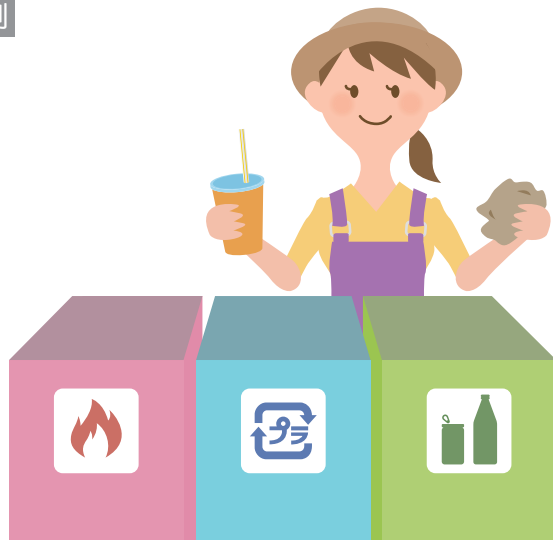
〔催事（イベント等）〕の取組

対象事業者 催事（イベント等）の主催者（祭り、学園祭などの主催者）

実施義務

イベントにおける資源ごみの分別回収

例



分別ごみ箱の設置

努力義務

イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け（事前告知など）

例



イベント告知HP・チラシ・ポスターなどへの記載

努力義務

イベントにおけるリユース食器の使用

例



リユース食器の使用



実施義務と努力義務 ⑤

〔観光等〕の取組

対象事業者 ホテル・旅館業者

実施義務

宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供。
または、従業員が分別する場合は、宿泊者に対して分別の必要性を周知。

例



分別ごみ箱の設置



分別の取組をPR

努力義務

宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制

例



対象事業者 土産物の製造業者・小売業者（土産販売店、ホテルほか）

努力義務

同一商品の自宅用簡易包装及び贈答用品の製造・供給（製造業者）、併売及び購入者へのPR（小売業者）

例



努力義務

他都市での物産展における簡易包装のPR（京都のごみ減量の取組のPR）

例



POP やポスターの掲示



[大学・共同住宅等]の取組

対象事業者 大学

実施義務

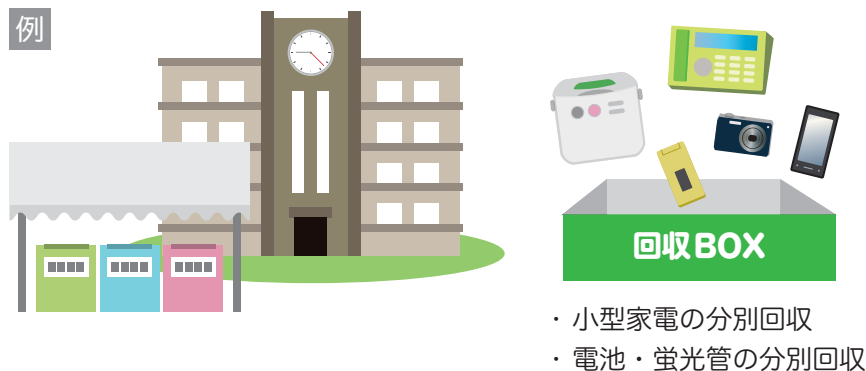
学生への減量方法・
分別ルールの周知・啓発



新入生向けガイダンスでの周知，学生向けPCサイトへの掲載

努力義務

大学における資源ごみの回収
拠点の設置



- ・小型家電の分別回収
- ・電池・蛍光灯の分別回収

対象事業者 共同住宅の所有者又は管理者

実施義務

居住者への減量方法・
分別ルールの周知・啓発



居住者への減量方法・分別ルールの周知・指導

改善勧告・公表と市民モニター制度

改善勧告・公表について

- ・本条例において2Rの取組の対象となる事業者が実施義務・届出義務・報告義務を履行しないなどの場合，必要な措置を講じるよう勧告することがあります。【条例第18条第1項】
- ・また，勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは，その旨を公表することがあります。【条例第18条第2項】

市民モニター制度について

条例に基づく事業者の取組の実施状況を把握するため，「市民モニター」の方に，対象事業者等の取組状況の調査・報告をしていただきます。【条例第19条第1項】

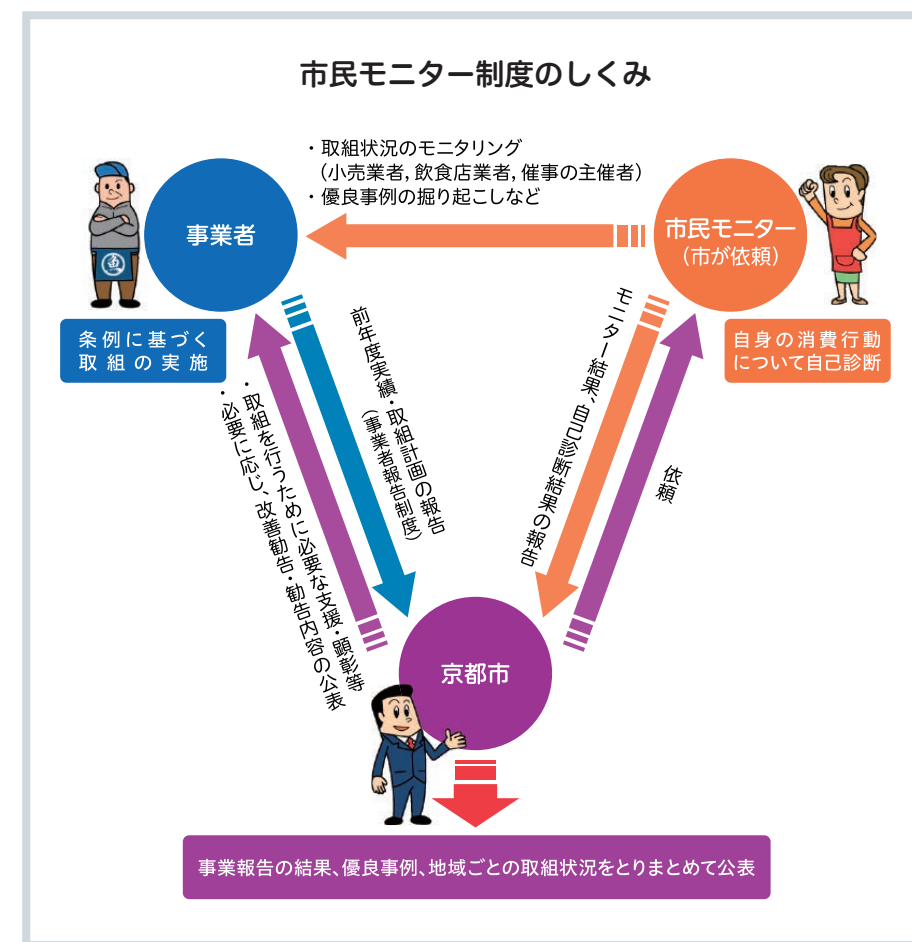
この制度は，優良事例の発掘や報告義務対象外の事業者等の取組状況等の確認を目的としており，市民モニターからの報告内容を本市が取りまとめて公表することにより，地域における2Rを中心としたごみ減量活動の気運の醸成を目指します。

また，市民モニターの方には，自身の消費行動についても自己判断を行い，市に報告していただくことにより，事業者のどのような取組が市民の行動に結びつきやすいのかを検証するなど，より効果的な取組につなげてまいります。

モニタリングの対象となる事業者は，条例で規定する取組の対象事業者のうち，以下の皆様が対象となります。

1. 小売業者
2. 飲食店業者
3. 催事の主催者

市民モニターからの報告は，事業者の皆様からの取組報告（事業者報告制度）とあわせて，毎年1回，本市がとりまとめて公表します。



事業者の分別の義務化について

リサイクル可能な紙類

新聞・雑誌・ダンボール（平成27年10月から）



新聞



（雑がみのうち）雑誌



ダンボール

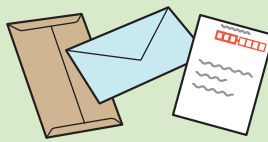
リサイクル可能な全ての紙類（平成28年4月から）



チラシ・カタログ



紙箱



封筒・はがき



紙製包装紙



紙袋



OA用紙



機密書類



シュレッダー紙



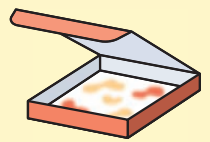
紙パック

などの雑がみ

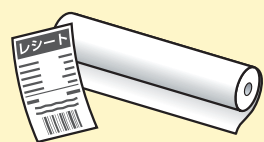
※ 紙類の分別方法や出し方については、各事業所で現在のごみの収集等で取引をされている一般廃棄物収集運搬業許可業者の方等と相談のうえ、適切にリサイクルされるよう対応をお願いします。

リサイクルできない紙類（禁忌品）

これらのものは、リサイクルへの悪影響が大きいため、一般廃棄物として処理してください。



においや汚れのついた紙



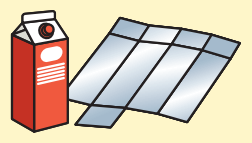
感熱紙（レシート、FAX）



カーボン紙、感圧複写紙



圧着はがき



ビニールやアルミでコーティングされた紙



防水加工された紙



写真・写真プリント用紙



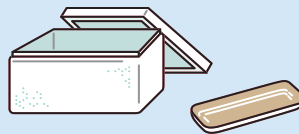
紙以外のものを貼り合わせてあるもの

全ての事業者の皆様を対象に、ごみの分別が義務付けられます。次のごみ（リサイクル可能な紙類、産業廃棄物）は、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集してクリーンセンターに搬入するごみ（透明袋による排出）又はクリーンセンターに自ら持ち込むごみとは、必ず分別して排出してください。

産業廃棄物として処理するもの

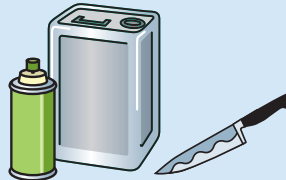
プラスチック類

弁当・カップめんの容器、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など



金属類

刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など



ガラス陶磁器類

コップなどのガラス類、陶器類など



蛍光灯電池類

蛍光灯、乾電池、ボタン電池、充電電池など



など

※ 産業廃棄物は、これまでから京都市の一般廃棄物処理施設に持ち込むことができません。

調査等・改善勧告・命令・公表について

- ・分別義務に違反して廃棄物を排出した者を特定するために必要があると認めるときは、本市が指定する職員が、当該廃棄物に関し必要な調査を行い、又は関係者に質問することがあります。【条例第40条第1項】
- ・分別義務に違反して一般廃棄物を排出した者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することがあります。【条例第40条第4項】
- ・勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るよう命じることがあります。【条例第40条第5項】
- ・命令を受けた者が正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。【条例第40条第6項】
- ・条例の施行に必要な限度において、本市が指定する職員が土地又は建物に立ち入り、必要な調査を行い、若しくは関係者に質問することがあります。【条例第40条第1項】



京都市
CITY OF KYOTO

京都市環境政策局 循環型社会推進部 ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384ヤサカ河原町ビル8F

電話 075-213-4930 FAX 075-213-0453 メール gomigenryo@city.kyoto.jp

- 本リーフレットは、ホームページからもダウンロードできます。

京都ごみネット

🔍 検索

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」としてリサイクルへ

